

# 淀江第2不燃物最終処分場維持管理計画

環境プラント工業株式会社



## 2 受 入 れ 基 準

### ① 受け入れ対象物

原則として、西部広域管内の市町村から排出される一般廃棄物で、リサイクルプラザと境港市からの不燃物残さ、米子市クリーンセンターからの溶融スラグ、及び各市町村からの焼却残さ、土砂・瓦礫を受け入れ対象物とし、最大長さ15cm以下、最大粒径15cm以下、空洞上のものは破碎分解されている物とする。

### ② 飛散防止対策

特に比重が軽く飛散の恐れがある物は、飛散防止の措置が施されていること。  
運搬時の飛散防止策としてトラックにおいては、ビニールシート等を用い荷台を覆い、焼却灰は水打ちを行うなど飛散の無い様配慮する。飛散防止を施さない車両については、計量時に性状確認とあわせ、指導を行い度重なる場合は搬入禁止等を含めた措置を講ずるものとする。

投棄後の飛散防止としては、重機による敷き均し時の性状確認と併せ、飛散し易い性状のゴミを覆われるよう敷き均しに工夫すると共に、当日の投棄終了後直ちに覆土による飛散防止策を講じるものとする。

### ③ 薬品・重金属類の安全対策

特別管理一般廃棄物以外の物で、薬品・重金属に類する物は公的機関による成分分析表が添付され安全が確認されるもの以外の受け入れは行わない。

なお、農薬等の空瓶、空き缶等は充分洗浄されていること。

### ④ その他

- 1 液状の廃棄物は受け入れない(油脂類・酸・アルカリ等)
- 2 焼却炉の排煙除去装置から発生する残さは、固化処理を施し飛散防止措置を行うと共に公的機関による溶出試験結果を添付するものとする。
- 3 本計画書に記載の無い物の受け入れに当っては、処分場の安全性及び効率を考慮し受け入れの可否を判断するものとする。

### 3 年次埋立計画

埋立容量の経過を以下に示す。

	年間埋立量[m <sup>3</sup> ]	累計埋立量[m <sup>3</sup> ]	
平成20年度	4,394	265,239	実績値
平成21年度	36,816	302,055	
平成22年度	20,929	322,984	
平成23年度	14,155	337,139	
平成24年度	7,618	344,757	
平成25年度	19,247	364,004	
平成26年度	4,709	368,713	
平成27年度	6,278	374,991	予測値
平成28年度	8,200	383,191	
平成29年度	8,200	391,391	
平成30年度	8,200	399,591	

※平成26年度以降の年間埋立量については予測値であり  
変動があるためこの限りではない

### 4 搬入車両導線計画

埋立の進捗状況に応じ搬入車両の基本的導線を定める。

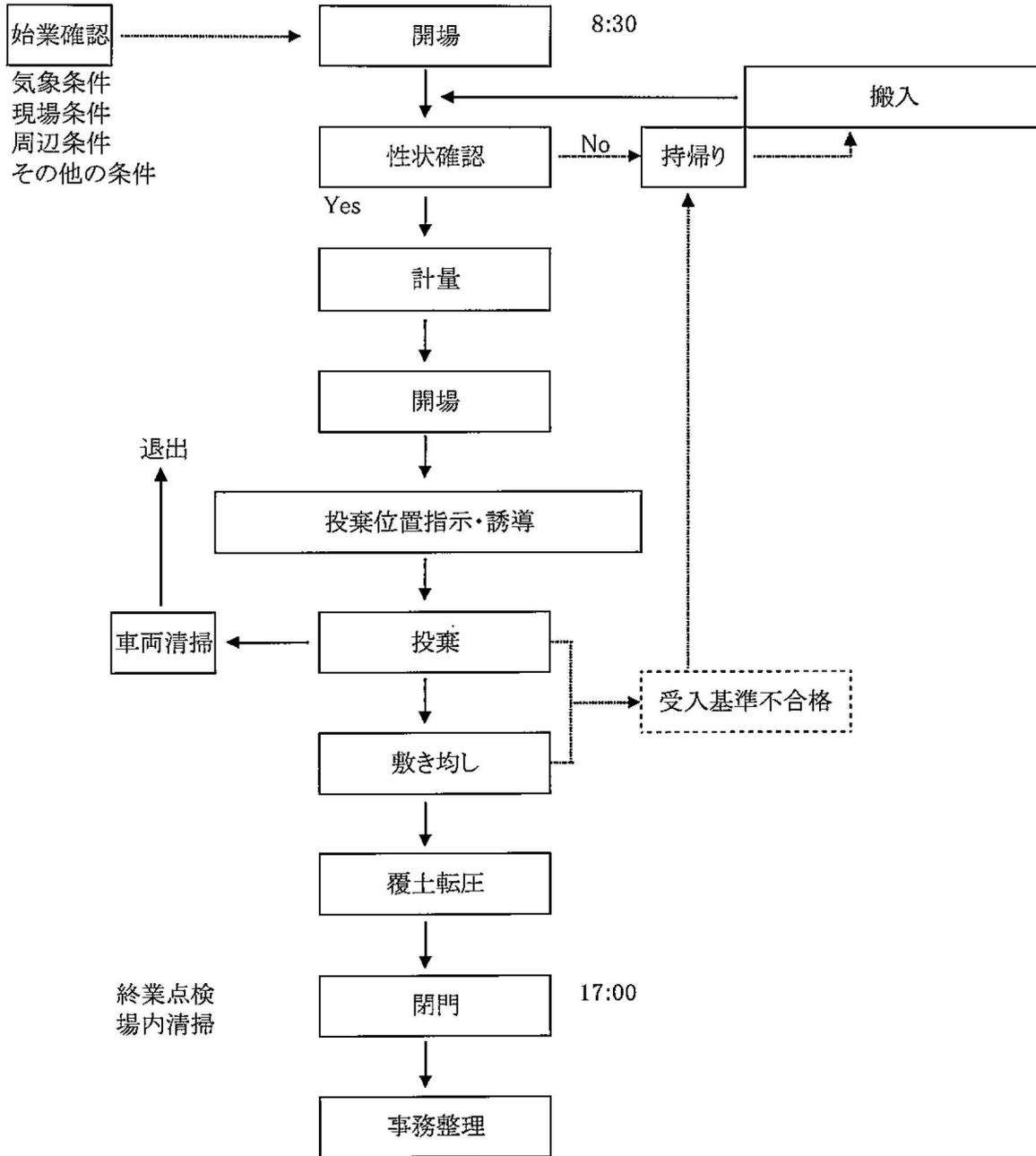
### 5 覆土計画

即日覆土(平均15cm) 中間覆土(「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」第3条3項ハに元づいて)、最終覆土(1m)を行い、臭気対策、飛散対策、カラス対策、その他、跡地の安定化を図る。

6 受入れ管理計画

受入れ管理業務の標準的流れは下記、管理運営日常業務進行図に示す。

管理運営日常業務進行図



## 7 浸出液処理設備管理計画

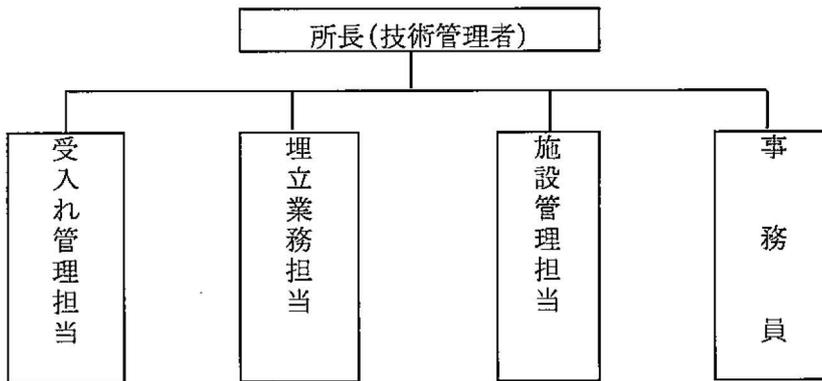
- ① 日常管理  
日常管理は、処理施設の適正な運転状況を確保するための点検及び薬剤補充が主な業務となる。
- ② 維持管理体制と保守作業  
維持管理体制は、日中のみ常駐の体制を確保すると共に、浸出液処理施設管理担当者を配置する。

## 8 情報管理

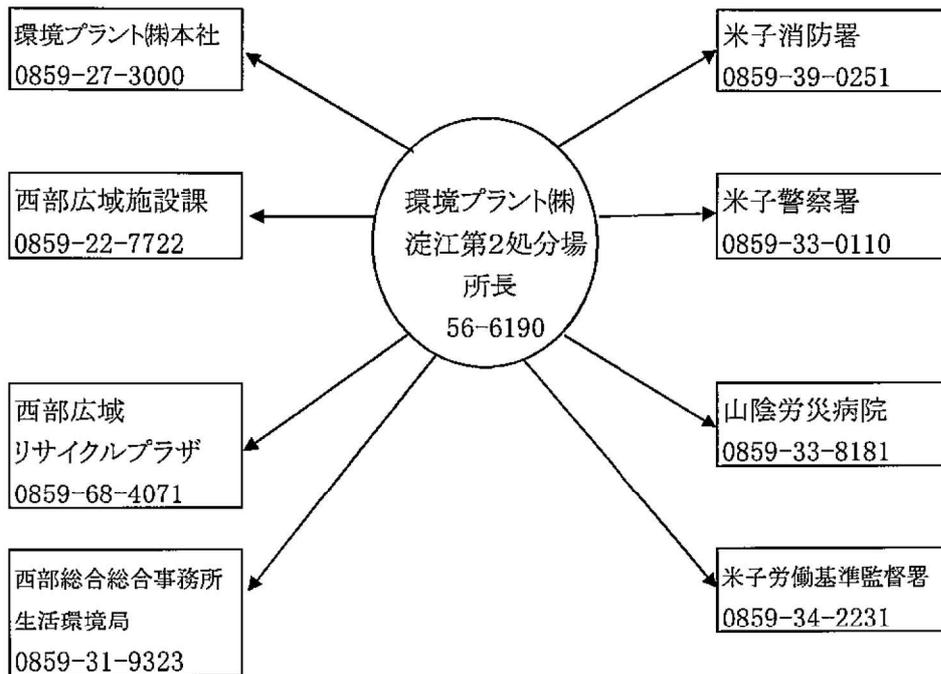
### 情報管理システム

情報管理システムは、あらかじめ搬入車両の車番、風袋重量、廃棄物の種類、排出市町村名等をカードに登録し、コンピューターを利用し計量受付を行い、毎回重量表示及び受入れ伝票が発行される。その後市町村別のゴミの種別、ゴミ量、受入れ回数等の日報及び月報を作成する。

## 9 組織体制



10 緊急時対応マニュアル



モニタリング項目及び観測頻度

本施設におけるモニタリング項目、頻度及び評価基準は以下の表に示すとおりとする。

① 浸出水・処理水モニタリング

項	目	頻度	排水の水質基準
1	アルキル水銀化合物	2回/年	検出されないこと
2	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物	2回/年	0.005
3	カドミウム及びその化合物	2回/年	0.03
4	鉛及びその化合物	2回/年	0.1
5	有機リン化合物	2回/年	1
6	6価クロム化合物	2回/年	0.5
7	砒素及びその化合物	2回/年	0.1
8	シアン化合物	2回/年	1
9	ポリ塩化ビフェニル	2回/年	0.003
10	トリクロロエチレン	2回/年	0.1
11	テトラクロロエチレン	2回/年	0.1
12	ジクロロメタン	2回/年	0.2
13	四塩化炭素	2回/年	0.02
14	1・2-ジクロロエタン	2回/年	0.04
15	1・1-ジクロロエチレン	2回/年	1
16	シス-1・2-ジクロロエチレン	2回/年	0.4
17	1・1・1-トリクロロエタン	2回/年	3
18	1・1・2-トリクロロエタン	2回/年	0.06
19	1・3-ジクロロプロペン	2回/年	0.02
20	チウラム	2回/年	0.06
21	シマジン	2回/年	0.03
22	チオベンカルブ	2回/年	0.2
23	ベンゼン	2回/年	0.1
24	セレン及びその化合物	2回/年	0.1
25	水素イオン濃度	1回/月	5.8~8.6
26	生物化学的酸素要求量	1回/月	60
27	化学的酸素要求量	1回/月	90
28	浮遊物質	1回/月	60
29	ノルマルヘキサシアン(鉱物)	2回/年	5
30	ノルマルヘキサシアン(動植物)	2回/年	30
31	フェノール類含有量	2回/年	5
32	銅含有量	2回/年	3
33	亜鉛含有量	2回/年	2
34	溶解性鉄含有量	2回/年	10
35	溶解性マンガン含有量	2回/年	10
36	クロム含有量	2回/年	2
37	大腸菌群数	1回/月	3000
38	窒素含有量	1回/月	120(60)
39	リン含有量	2回/年	16(8)
40	ホウ素及びその化合物	2回/年	50
41	フッ素及びその化合物	2回/年	15
42	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸	2回/年	200
43	1・4-ジオキサン	2回/年	0.5
44	ダイオキシン類	1回/年	10pg-TEQ/l

※法改正により項目・水質基準の追加・変更がある場合は、随時追加・変更します

② 地下水モニタリング

項	目	頻度	排水の水質基準
1	電気伝導率又は塩化物イオン	1回/月	
2	アルキル水銀化合物	2回/年	検出されないこと
3	総水銀	2回/年	0.0005
4	カドミウム	2回/年	0.003
5	鉛	2回/年	0.01
6	6価クロム化合物	2回/年	0.05
7	砒素	2回/年	0.01
8	全シアン	2回/年	検出されないこと
9	ポリ塩化ビフェニル	2回/年	検出されないこと
10	トリクロロエチレン	2回/年	0.01
11	テトラクロロエチレン	2回/年	0.01
12	ジクロロメタン	2回/年	0.02
13	四塩化炭素	2回/年	0.002
14	塩化ビニルモノマー	2回/年	0.002
15	1・2-ジクロロエタン	2回/年	0.004
16	1・1-ジクロロエチレン	2回/年	0.1
17	1・2-ジクロロエチレン	2回/年	0.04
18	1・1・1-トリクロロエタン	2回/年	1
19	1・1・2-トリクロロエタン	2回/年	0.006
20	1・3-ジクロロプロペン	2回/年	0.002
21	チラウム	2回/年	0.006
22	シマジン	2回/年	0.003
23	チオベンカルブ	2回/年	0.02
24	ベンゼン	2回/年	0.01
25	セレン	2回/年	0.01
26	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	2回/年	10
27	弗素	2回/年	0.8
28	ほう素	2回/年	1
29	1・4-ジオキサン	2回/年	0.05
30	ダイオキシン類	1回/年	1pg-TEQ/l

※法改正により項目・水質基準の追加・変更がある場合は、随時追加・変更します

③ 埋立層モニタリング

測定項目	頻度
外気温度	1回/年
外気湿度	1回/年
ガス温度	1回/年
発生ガス量	1回/年
蒸気発生の有無	1回/年
地盤の沈下	1回/年

④ 観測位置

モニタリング項目	位置の概要
浸出水モニタリング	処理施設内の原水槽
処理水モニタリング	処理施設内の滅菌槽から放流出口
地下水モニタリング	当該処分場地内で雨水沈砂池北側 当該処分場地内で管理事務所南側
埋立層モニタリング	ガス抜き集水管及び必要に応じ、適宜位置を特定し観測を行う

12 関連施設管理

① 防火施設

消火栓を3箇所設置し、各消火栓への取水計画は以下のとおりである。

- i) 雨水調整池の水を利用し、当該消火栓設備用ポンプを設置し配水する。
- ii) 処分場に取水井戸を設け、消火栓脇に当該消火栓設備用ポンプを設置し配水する。
- iii) ii)の取水井戸からの配水管から分岐し、配水する。

消火器は、管理事務所・配水処理施設及び埋立作業に使用する重機に常備する。

防火設備管理について、消火栓は【表5-1】に示す内容及び期間により点検を行う。

消火器は、使用消火器に貼付けの維持管理についての注意事項を守り、使用期限を把握し、点検及び交換を行い、常に所定の能力を発揮できるようにしておく。

【表5-1】

点検項目	点検内容	頻度
外観点検	ポンプ設備及び消火栓、消火栓箱等の損傷、標識離脱、または汚損 消火栓及び消火栓箱の周囲の障害物の有無 消火栓箱内の格納品の異常の有無 消火栓の漏水の有無 水源の状況 冬季時の消火栓凍結確認 その他外観から判断できる事項	毎日
機能点検	動力ポンプの正常作動 電源系統の異常の有無 揚水状況の点検・確認	1回/半年
総合点検	消火設備の動作を行い総合的な機能点検を行う	1回/年

その他の防火管理

処分場内での火気の使用は、厳禁とする。

## ② 道路管理

使用道路は常に清掃し、清潔の保持に努めるとともに、必要に応じて補修を行う。

## ③ 飛散防止管理

処分場の外に搬入不燃物等が飛散または流失しないよう必要な措置を講ずる。

不測の風雨等による搬入不燃物等の飛散または流出に対処できるよう常に即日覆土等必要な措置が講じられるよう準備しておく。

## ④ 立札・門扉・囲障・側溝等管理

- ① 立札その他の設備は、常に見え易い状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合は速やかに訂正その他必要な措置を講ずる。  
立札等が破損した場合は、直ちに修復する。
- ② 処分場の周囲には囲いをし、みだりに第三者が処分場に立ち入ることが出来ないようにする。  
囲い及び門扉が破損した場合は、直ちに補修する。  
門扉は1日の業務終了後必ず閉鎖し施錠する。
- ③ 処分場の周囲の地表水が開口部から処分場内に流入するのを防止するために設けられた開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の措置を講ずる。
- ④ 隣接地の雨水等の排水設備は、雨水等が適切に排水されるよう点検を行う。
- ⑤ 法面に小段排水工、縦排水工が設置されている場合は、適切に排水されるよう点検を行う。  
基準高・区域杭等の表示設備は常に識別できる状態に保つこと。

## ⑤ その他

- ① 悪臭防止  
処分場の外に悪臭が発散しない様に必要な措置を講じる。  
不測の悪臭の発散の場合に備えて、常に即時覆土、防臭剤散布等必要な措置が講じられるようにしておく。
- ② 害虫等の発生防止  
ねずみが生息し、及び蚊、蝇その他の害虫が発生し無い様薬剤散布その他必要な措置を講ずる。  
害虫の発生の恐れがある場合は即時覆土、薬剤散布その他必要な措置が講じられるよう準備しておく。
- ③ 騒音・振動及び粉塵の防止  
廃棄物の運搬車両及び埋立作業に用いる重機等の作業機械等により

周辺の生活環境に支障を及ぼす恐れのある場合には、その防止について必要な措置を講ずる。

また、時間を定めて作業を行うこととし、原則として早朝及び深夜の埋立作業、車両の出入り等は行わない。

④ 通気装置の管理

通気装置を設けて処分場から発生するガスを排除する。

通気装置の点検は月1回以上行う。

⑤ 事故の防止

事故発生防止のために常に巡回監視及び点検を実施する。

事故その他災害の発生を防止するために、特に台風、大雨等の際には処分場内を巡回監視し、廃棄物の飛散、流失等の事故の恐れがある場合は必要な措置を講じて、事故等の未然防止を図ること。

⑥ 擁壁等の保全

埋立てた廃棄物の流出を防止するための擁壁、堰堤その他の設備を定期的に点検し、これらの設備が損壊する恐れがあると見とめた場合は速やかにこれを防止するための必要な措置を講ずる。